

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が一級地とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、<u>広島県府中町</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 「8/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が17/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(削除)</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>					<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	5 負担(補助)率
------	------	-------	-----------

寒冷地手当算定方式

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
円	円	円	円	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
- 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

(1) 旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）

① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額

② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧 5 級地	旧 4 級地	旧 3 級地	旧 2 級地	旧 1 級地	
ア	円 163,700	円 129,600	円 97,800	円 67,500	円 39,600	世帯主（扶養親族3人以上）の員数 世帯主（扶養親族1人または2人）の員数 準世帯主（扶養親族なし）の員数 非世帯主の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	
(2) 加算額	北 海 道					世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数
	旧甲地	旧乙地	旧丙地			
ア	円 66,500	円 51,600	円 38,600			
イ	44,300	34,400	25,700			
ウ	22,200	17,200	12,900			
	北海道以外の地域					世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数
	旧 5 級地	旧 4 級地				
ア	円 16,500	円 8,200				
イ	11,000	5,500				
ウ	5,500	2,700				

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

(2) 新寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価				員 数
新 1 級地	新 2 級地	新 3 級地	新 4 級地	
円	円	円	円	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数
ア 131,900	116,800	112,700	89,000	
イ 72,900	65,300	64,300	51,000	
ウ 51,700	44,000	43,000	36,800	

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
- 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新		旧																							
略	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
			<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																								
20名以下	8,090																								
21～30	5,390																								
31～40	4,040																								
41～50	3,230																								
51～60	2,690																								
61～70	2,310																								
71～80	2,020																								
81～90	1,790																								
91～100	1,610																								

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略					4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。		
		5 略					5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。		
		6 略					6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円		
		7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 139,330円					7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 138,700円		
		8 略					8(1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 1,794,410円					9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 1,794,361円		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	10	<p>同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護 所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配 置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) 2, 257, 770円 (2人配置の場合) 4, 515, 540円</p>		
	11	略		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	10	<p>同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護 所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配 置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) 2, 257, 721円 (2人配置の場合) 4, 515, 442円</p>		
	11	<p>一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受 けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保 護を委託して行う場合、次により算出された額の 合算額</p> <p>(14日以内の場合)</p> <p>1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7, 650円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次 に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算す るものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4, 450円 就学児から18歳未満児童 2, 420円 同伴者 1, 950円</p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳 未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。 (以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時 保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委 託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 就学前児童 7, 540円 就学児から18歳未満の児童 5, 510円</p>		